

京都市告示第203号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度利用地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和元年6月25日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

（山科駅前地区）

京都市山科区安朱北屋敷町、安朱南屋敷町、安朱棧敷町、安朱中小路町、上野御所ノ内町及び竹鼻竹ノ街道町の各一部

（太秦東部地区）

京都市右京区太秦下刑部町及び太秦安井松本町の各一部

（京都駅周辺地区）

京都市下京区東塩小路町、東塩小看向畑町、東塩小路高倉町、東塩小路釜殿町、若宮町、東町、北不動堂町、南不動堂町、油小路町、東大工町、南町、東油小路町、御方紺屋町、郷之町、上之町、小稲荷町、下之町、東之町及び西之町の各全部

京都市下京区中居町、東境町、西境町、塩小路町、新シ町、材木町、飴屋町、真苧屋町、桜木町、新日吉町、稲荷町、大宮町、菱屋町、米屋町、文覚町、福本町、夷之町、八百屋町、大黒町、土橋町、鎌屋町、西油小路町、松明町、西九条北ノ内町、川端町及び屋形町の各一部

京都市南区西九条北ノ内町、西九条院町、西九条鳥居口町、東九条東山王町、東九条室町、東九条上殿田町及び東九条西山王町の各一部

（七条新千本地区）

京都市下京区朱雀正会町及び朱雀堂ノ口町の各一部

## 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)